

## 御杖村消防団条例の一部を改正する条例

御杖村消防団条例(昭和 41 年御杖村条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 266 号)第 18 条第 1 項、第 19 条第 2 項及び第 23 条第 1 項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員(以下「団員」という。)の任免、定員、懲戒、服務、報酬について定めるものとする。

第 12 条の見出し中「給与」を「報酬」に改め、同条を次のように改める。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第 12 条に次の 3 項を加え、同条を第 13 条とする。

- 2 団員の年額報酬は、別表第 1 に定める額とする。
- 3 団員が災害、特別な訓練等に出動したときは、別表第 2 に定める額を出動報酬として支給する。
- 4 報酬の支給方法については、別に定める。

第 11 条を第 12 条とし、第 4 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 3 条中「90 人」を「70 人」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(消防団の設置等)

第 2 条 本村に消防団を設置する。

2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
御杖村消防団	御杖村一円

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1(第 13 条関係)

団員年額報酬

階級	年額報酬(円)
団長	140,000
副団長	70,000
分団長	67,000
副分団長	42,000
班長	32,500
団員	30,000

別表第 2(第 13 条関係)

## 出動報酬額

出動種別	1日当たりの出動報酬額（円）
災害（火災・風水害・地震等）	8,000
人命捜索	8,000
特別な訓練等	4,000

備考 1日の出動時間が4時間未満のときの出動報酬額は、1日当たりの出動報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。  
（御杖村消防団員の勤務手当に関する条例の廃止）
- 2 御杖村消防団員の勤務手当に関する条例(昭和42年10月1日条例第15号)は、廃止する。